

野生動物及び愛玩動物に由来する人獣共通感染症対策の推進に関する 意見書

人獣共通感染症の病原体は、人が感染する病原体（1,400種以上）の約6割を占める。中には、新型コロナウイルス感染症をはじめ、牛海綿状脳症（BSE）、中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱など国内外で大きな社会問題となった病気が多数存在する。

身近な例では、2013年に国内で初めて確認されて以降、患者報告数が西日本を中心に年々増加する傾向にある「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」があげられる。これは、野生動物や犬・猫などのペットからダニを介して、ウイルスが人へと感染する人獣共通感染症で、感染した場合には重症化しやすいとされており、わが国でも重要な公衆衛生上の問題となりつつある。

現行、感染症に関する法律は、人では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）や「狂犬病予防法」（昭和25年法律第247号）、家畜では「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）がある。

野生動物の保護管理については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に定めがあるが、感染症対策のための鳥獣管理までは規定されていない。

愛玩動物では、感染症法において、診断した獣医師に対し、一部の感染症について届出義務を課しているが、近年問題となっている重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が届出対象に含まれていない。

このように、野生動物や愛玩動物の感染症については、人や家畜のように総合的に感染症の病原体の保有状況調査や発生動向の調査、監視を行う体制が整備されていない。

このため、人獣共通感染症の予防及び感染拡大防止対策として、野生動物、愛玩動物におけるサーベイランス等を規定した関係法令の整備が必要である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 「ワンヘルス」の理念のもと、人と動物の健康を守るため、関係機関が連携して、人と動物の共通感染症対策を推進していくとともに、人獣共通感染症の予防及び感染拡大防止対策として、野生動物、愛玩動物における平常時からのサーベイランス等を規定した関係法令の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

福岡県大野城市議会議長 山上 高昭

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
環境大臣 殿